

平成19年度内部監査計画

1. 監査方針

(1) 基本方針

名古屋大学内部監査要項（平成16年4月1日制定）に基づいて、本学における管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、改善・合理化への助言・提案等を通じて、違法又は不当な業務執行を防止するとともに、効率的な管理運営に資するために内部監査を実施する。

(2) 重点監査事項

今年度においては、次の事項について重点的に行うこととする。

なお、監事、会計監査人及び会計検査院等により、指摘又は改善等の指示を受けている事項については、適宜、点検・評価を行う。

① 情報システムの運用・管理体制

本学における業務遂行の道具・手段として大きな位置をしめている情報システムの中から、平成19年1月に導入された人事給与統合システムと法人化後導入された財務会計システムについて運用・管理に係る内部統制が有効に機能しているか調査する。また、高度にネットワーク化された情報システムの事故の影響が大学内に留まらず、社会全体に波及する可能性もあることから、これらのシステムに対する組織的なセキュリティ対策の状況について調査する。

② 内部統制の検証

一部の研究機関における研究費の不正使用問題に起因し、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）では、競争的資金等の原資が国民の税金である以上、国民の信頼に応えるため、研究機関の責任において不正が起きにくい環境を構築し、運営・管理することが重要であるとされている。については、本ガイドラインに基づく体制整備等の対応状況の検証を行う。また、内部統制の検証以外に、競争的資金等の監査として、会計処理状況のサンプリング調査を行う。

③ 随意契約状況の検証

随意契約の適正化については、「公共調達適正化に向けた取り組みについて」（平成18年2月24日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議決定）及び参議院決算委員会の警告決議等（平成18年6月9日議決）、並びに「随意契約の適正化について」（平成18年11月2日文科科学省通知）において、独立行政法人における原則一般競争入札の徹底、随意契約の一層の適正化を図るよう要請されている。については、政府の取り組み、参議院決算委員会の警告決議等及び文科科学省通知の趣旨を踏まえ、本学における契約手続きの公平性、透明性及び競争性の確保の観点から、随意契約状況の調査を行う。

2. 実施計画

(1) 業務監査

監査の時期	監査事項	監査対象部局
平成19年6月 ～8月	情報システムの運用・管理体制 ・人事給与統合システム、財務会計システムの運用・管理体制及び情報セキュリティ対策の状況	本部 部局
平成19年9月 ～12月	内部統制の検証 ・公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく研究費の運営・管理体制の検討 ・旅費業務に係る運営・管理体制の検討	本部 部局

(2) 会計監査

監査の時期	監査事項	監査対象部局
平成19年4月	現金等の実査 ・現金、預金及び有価証券の保管状況等	本部 病院
平成19年6月 ～8月	随意契約状況の検証 ・随意契約理由の検討 ・随意契約の公表状況	本部 部局
平成19年9月 ～11月	科学研究費補助金の監査 ・通常監査 ・特別監査 ・検収（納品検査）実施体制の整備状況の検討	本部 部局
	固定資産等の実査 ・固定資産（物品、図書）の現物照合調査の立会 ・たな卸資産等の受入、払出及び保管状況	本部 部局
平成19年12月 ～20年2月	競争的資金等の監査 ・会計処理状況の監査 ・研究費執行に係るヒアリング調査	本部 部局
平成20年3月	たな卸資産の実査 ・実地たな卸資産の立会と現品の抽出実査（医薬品・医療材料）	病院 保体センター
	工場の施工状況実査 ・期末における工場の完成検査立会	本部
随時	監事監査・会計監査人監査等のフォローアップ 期中取引の検討	本部 部局

3. 監査の方法

監査は、書面監査又は実地監査により行う。なお、監査責任者及び監査担当者は、監事及び会計監査人と連携し、効率的かつ効果的な監査を実施する。

4. 監査の結果報告

監査責任者は、監査終了後速やかに監査報告書を作成し、総長に報告する。